

2012 年度 機関誌最優秀論文賞 選考結果と受賞の言葉

第 2 回機関誌最優秀論文賞

学会奨励賞選考委員長 村山眞維

機関誌最優秀論文賞には廣川祐司会員の「『法』を『学習』する地域住民によるコモンズの制度設計：静岡県伊東市池区において形成された在地の『法』技術」が選ばれました。

廣川会員による「『法』を『学習』する地域住民によるコモンズの制度設計」は、「法の教育」をテーマとする特集号に投稿された論文ですが、「教育」を、情報弱者に対して知識を教えるペダゴジック的教育として捉えるのではなく、人が日常生活のなかで、外的変化についての学習を通して問題を克服して行くというアンドラゴジック的教育として捉え、伊東市池区の住民が入会という制度を外的条件についての観察と法の学習を通して作り替えて行き、地域の経済的・社会的変化にうまく適応していったそのプロセスを明らかにしています。池区の区民が管理していた山林や茅場の経済的価値は 1950 年代後半に低下し、管理が滞り始めます。そこで池区の区民は、観光開発に注目し、自ら出資して、池観光開発株式会社と池総有財産管理会を 60 年代中頃に設立します。この財産管理会には池区民が権利者として運営に参加し、管理会は総有財産の所有者として、入会地を観光株式会社に貸し付けています。同時に、池区民は株主として、観光株式会社の経営を監視してもいます。観光開発株式会社は入会地の地代を管理会に支払い、その一部は消防団や老人会などの地域活動、あるいは道路整備などの、池区独自の公共事業に用いられています。すなわち、池区民は、権利能力なき社団である財産管理会の運営や観光開発株式会社の経営に参加することを通して、会社法や行政法などの国家法を学習し、それらの国家法によって地域のローカル・ルールを補完し、伝統的な入会、すなわちコモンズという制度を外的変化に適応させてきたというわけです。

著者自身が指摘していますように、伝統的な入会は市場経済の発展や近代法的関係の浸透によって衰退するとしばしば言われていますが、この論文はそれが必ずしも必然的な現象ではないこと、そして社会変化に適応して行くためには、人々が主体的に法を学習し、用いていくことが重要であることを示した、極めて興味深い論文であると言えます。

この論文は「法の教育」をテーマとした特集号の論文のため、字数の制約もあり、叙述の厚み、議論の掘り下げという点では若干物足りない面がないわけではありません。しかし、逆に言えば、字数の制約のなかで、面白い論点を手際よくまとめており、機関誌最優秀論文賞にふさわしい論文であると委員の意見が一致しました。廣川会員の今後のさらなる研究の発展に期待したいと思います。

受賞の言葉

受賞の言葉——第2回機関誌最優秀論文賞 廣川祐司（北九州市立大学）

2015年で設立68年目を迎える歴史ある日本法社会学会において、この度、機関誌最優秀論文賞という非常に名誉ある賞を頂きまして、大変光栄に感じております。私はもともと法学を学んできた者ではなく、大学院生時代には経済学者の間宮陽介先生に師事していました。学部生時代は環境経済学を専攻しており、環境問題に強い関心があったため、大学院に入り環境研究の視点からコモンズ研究を中心に行うようになりました。特に身近な地域環境資源の管理方法として、コモンズという仕組みが持続可能な制度として機能するのではないかと感じ、フィールドワークに基づく実証的研究を行ってまいりました。従いまして、私の法社会学との出会いは入会研究であり、川島武宜先生をはじめ、潮見俊隆先生、渡辺洋三先生、戒能通孝先生らの論考を読み始めたのが法社会学に足を踏み入れた契機となっております。

今回、受賞させていただきました「『法』を『学習』する地域住民によるコモンズの制度設計——静岡県伊東市池区において形成された在地の『法』技術」は、ライフスタイルの変化等により入会活動が衰退し、全国的に入会地が放棄され荒廃しているという現状に対し、その変化に対応しつつ、入会の環境保全的な機能をどのようにして継承していくべきか、ということの主たる目的に考察したものであります。特集テーマが「法の教育」でしたので、慣習法と国家法との接続をめざし、法を住民が主体的に学習するメカニズムの解明に努めました。元来、日本の伝統的コミュニティは極めて高い閉鎖性と同質性を有することによって、円滑な村落経営が可能となっております。入会もそのような社会的背景に基づいて形成された内部秩序によってはじめて機能する制度であると言えます。しかし、現代社会においてはアトム化された個人を法的主体の基礎単位とし、入会的な法概念とは異質な近代法（ローマ法）に則した制度として組み替える社会的要請が高まってきているように感じます。本論文では、権利能力なき社団である池総有財産管理会と青年組織である消防団を中心に、先輩から後輩へ慣習法に基づく集落のローカルルールを教え、集落営株式会社の設立によって、会社法をはじめとする国家法の学習が促進されていることを指摘しております。住民同士による「法」の「学びあいと教えあい」という過程が、制度として確立しているのは極めて稀有な事例であると言えます。法社会学では、これまで慣習法と国家法はその原理を異にしているため、対置構造として認識され、時として地域社会においてはその相克によって紛争を誘発するものと捉えられてきました。本論文の事例地では入会を継承しつつ地域文化を色濃く残した地域づくりの方法として、慣習法（ローカルルール）と国家法（特に会社法）とを関連付け、相互補完的に使用する在地の「法」技術を見事に確立しておりました。本事例地は極めて稀有な事例ではありますが、実際に地域社会において実効性のある法技術として用いられていることを分析し、紹介できたことで、日本法社会学会にわずかばかりの貢献ができたのではないかと感じております。

現在では法社会学を主たる研究領域と定め、慣習法と国家法との相克の解消方法の探求や日常生活に

根付いた在地の法意識について、関心を抱いております。また、環境分野についても関心を持ち続けており、入会的権利（入会権・水利権・共同漁業権等）の環境保全的機能と環境法との接合に関しても研究を進めていきたいと思っております。経済学出身の法学者という異質な経歴を持っている私ですが、今後、学会の諸先生方にご指導・ご助言頂きながら、ますます法社会学研究を深めてまいりたいと思っております。